

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

地域クラブ活動を実施するにあたっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営が必要となることから、以下の点に留意して見直していくことが望めます。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム・団体の会員等も参加できるよう、県大会、地区大会の参加資格の見直しが必要です。

イ 大会等の主催者は、移行期において部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会等への参加機会を確保できるよう、複数校合同チーム・団体の取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する必要があります。

ウ 県・市町等は、大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等を学校部活動の生徒に実施している場合、地域クラブ活動の生徒に対しても同様に支援するよう努める必要があります。

エ 平日の大会等に参加する生徒については、部活動・地域クラブ活動の別を問わず、学校長の判断により出席扱いとできます。その際、当該学校における教育活動との関係および当該活動の運営体制・活動内容等を踏まえることに留意する必要があります。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【部活動】

大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要があります。

その一方で、本県の現状では、体制が十分に整うまでは必要に応じて教員が引率を行うことが想定されますが、その場合でも、引率が特定の教員の過度な負担とならないよう、週休日の振替や複数顧問による業務分担等の工夫を徹底するものとします。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を規定として整備し、運用する必要があります。

(2) 大会等の運営への従事（※参考文献④参照）

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員による運営や外部委託を基本とし、人員が足りない場合は、主催者が開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、教員に過度な負担をかけない適切な体制を整える必要があります。
- イ 大会等の主催者は、持続可能で効率的な運営のため、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を積極的に促進すべきです。
- ウ 教育委員会や校長は、大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会等の運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う必要があります。
- エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会等の運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う必要があります。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会等の運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う必要があります。

3 生徒の安全確保（※参考文献③⑦⑧参照）

- ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏季を避けるなどの対策を講じる必要があります。
- イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す必要があります。
- ウ 大会等の主催者は、天候不順等により日程が過密になった場合は、最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する必要があります。

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- ア 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直す必要があります。
- イ 生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障がいの有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会な

ど、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施することが求められます。

IV 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

ア 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが必要です。その際、認定地域クラブ活動については、県が示す要件のモデルに基づき、市町等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要です。

イ 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施する必要があります。

ウ 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施する必要があります。

※ 教師等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、県が示す規程等のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うことが望まれます。

2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

ア 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること。

イ 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと。

ウ 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己推薦書、面接や小論文などの方法を用い、入学者選抜全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること。

※ 地域クラブ活動の運営団体等は必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される(高等学校と直接やりとりをすることは想定されない)。